

改正

昭和55年3月25日条例第9号

昭和58年9月24日条例第46号

昭和60年3月25日条例第10号

平成13年3月28日条例第18号

平成17年9月28日条例第39号

平成20年3月21日条例第2号

平成23年6月20日条例第13号

平成30年12月20日条例第21号

平成31年3月20日条例第10号

令和元年12月19日条例第15号

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき富津市老人憩の家の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、老人の心身の健康保持と介護予防及び教養の向上、レクリエーション等生きがい支援の施設として、老人憩の家（以下「憩の家」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|---------|--------------|
| 富津老人憩の家 | 富津市富津679番地85 |

第4条 削除

(利用の許可)

第5条 憩の家を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

- (2) 施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第8条第1項第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。
- (4) その他憩の家の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

第6条 削除

第7条 削除

（利用の停止等）

第8条 市長は、第5条の規定に基づき利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、利用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 利用の目的に違反したとき。
- (4) 利用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) 暴力団の利益になるとき。
- (7) その他憩の家の管理運営上支障があるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その賠償の責を負わない。

（損害賠償等）

第9条 利用者が、憩の家の施設又は器具等を破損若しくは滅失した場合は、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第10条 市長は、憩の家の管理を法244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、憩の家の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第8条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第11条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 憩の家の維持管理に関する業務
- (2) 憩の家の利用許可に関する業務
- (3) 憩の家の利用料金に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者が行う管理の基準は、法令、この条例、この条例に基づく規則、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号。以下「指定手続等条例」という。）第8条第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところによるものとする。

(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に対し、憩の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も、同様とする。

| 区分 | 利用料金 |
|--------------|-----------|
| 午前9時から午後1時まで | 1人につき100円 |
| 午後1時から午後5時まで | 1人につき100円 |
| 午後5時から午後9時まで | 1人につき200円 |

- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。

- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。
- (2) 災害による被災者の一時的な用に供するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

(利用料金の返還)

第15条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限

りではない。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用できなくなったとき。

(2) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(使用料の徴収等)

第16条 市長は、指定手続等条例第14条の規定によるもののほか、自ら憩の家の管理の業務の全部又は一部を行う必要が生じたときは、その管理が必要となる期間、第13条第2項に掲げる表に定める額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。

2 前項の場合にあっては、第13条第1項及び第3項並びに前2条の規定を準用する。この場合において、第13条第1項及び第3項並びに前2条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(意見聴取)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第3号又は第8条第1項第6号に該当するかどうかについて、千葉県富津警察署長の意見を聴くことができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年条例第9号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第10号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年条例第18号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第39号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月20日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月20日条例第10号）

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年12月19日条例第15号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。